

も)、防壁(たてこも)、韓薦(からこも)

また、平城宮跡から昭和三十八年(一九六三)に発掘された荷札の木簡の一枚には

豊前国仲津郡調短綿百屯 四両 天平二年

とあるが、これは豊前国から大宰府に送られた綿(絹綿)が郡単位に一〇〇屯ずつまとめられて、府から都に送られたものである。

八 藤原広嗣の乱と郷土

乱までのようす

奈良時代の中ごろになって、われわれの郷土だけでなく全九州の諸国を巻き込んだ事件に藤原広嗣の乱がある。広嗣が大宰府の府官の地位と権力を利用して、管内の軍団兵士や在地豪族の出自である郡司とともに国内兵まで徴発して朝廷軍と戦わせたことは、当時のこの地方の人々にとっても衝撃的な出来事であつたにちがいない。

藤原広嗣は当時の中央政界で権勢をふるっていた藤原一族の式家藤原宇合の嫡子で、父宇合は大宰帥にもなった人物である。天平七年(七三五)から流行した痘瘡(天然痘)は二年後の天平九年になつても衰えを見せず、中央でも広嗣の伯(叔)父の房前・麻呂・武智麻呂、父の宇合があいついで病死したため、藤原氏の勢力は急速に衰えて、政界の勢力も大きく塗りかえられた。すなわち橘諸兄が唐から帰国した吉備真備や僧玄昉を味方に加えて政権を掌握してきた。

広嗣は天平九年には従五位に叙せられ、翌年には大和国司兼式部少輔に任ぜられたが、すぐに真備や玄昉と衝突して大宰少式に任ぜられ、中

央政界から左遷された。このような状況の中で広嗣は天平十二年八月になつて、数年来の不作・飢饉や疫病の流行という天災・異変は為政者の責任であるとして朝廷に上表文を送り、真備と玄昉の解任を要求したが、九月三日には挙兵して叛いたという知らせが朝廷に届いた。

反乱のようす

聖武天皇はさっそくこの日に参議大野東人を大將軍に任命し、東海・東山・山陰・山陽・南海の五道の兵士二万七〇〇〇人の討伐軍を編成して西下させた。その後の戦いのようすをまとめると次のようになる。

九月二十一日 大將軍大野東人が長門国豊浦郡額田部広麿に精兵四〇〇人を授けて関門海峡を渡らせる。

〃 二十二日 勅使佐伯常人・阿倍虫麿を隼人二四人と軍士四〇〇〇人の將として渡海させ、豊前国企救郡板櫃鎮(兵営)を襲

わせる。

〃 二十四日 企救郡板櫃鎮大長三田塩籠は箭二隻を背負つて野裏にかく

れる。

豊前国京都郡鎮長大宰史生小長谷常人と企救郡板櫃鎮小長凡河内田道は捕らえられて殺される。

登美・板櫃・京都三処の營兵一七六八人は生け捕られる。

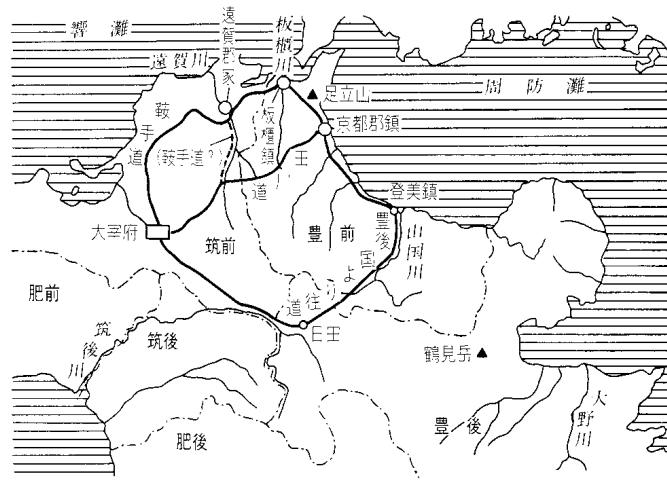
〃 二十五日 広嗣は筑前遠賀郡の郡家に本営を定めて、国内の兵を徴発する。

豊前国京都郡大領楮田勢麻呂(兵五〇〇騎)、仲津郡擬少領膳東人(兵八〇人)、下毛郡擬少領勇山伎美麻呂・築城郡少領佐伯豊石(兵七〇人)が官軍に服する。

板櫃鎮大長三田塩籠が豊前国の百姓豊国秋山などにより殺される。

上毛郡擬大領紀宇麻呂などは賊徒の首四級を切る。

第15図 広嗣の乱での広嗣軍の進路



(『福岡県の歴史』 光文館 1990より)

九月二十九日 九州の諸国の官人・百姓に勅符を出し、広嗣が逆賊であることを知らせる。

※この間、広嗣は九州全土から集めた兵士を三軍に分けて、自らは大隅・薩摩・筑前・豊後などの軍五〇〇人ほどを率いて鞍手道より、弟の綱手は筑後・肥

前などの軍五〇〇人ほどを率いて豊後国より、多胡古麻呂は田河道よ

りそれぞれ板櫃鎮へ北上して官軍を包囲する計画であったが、広嗣が板櫃に着いた時にはあとの二軍がまだ到着せず、そのまま官軍と対峙することになったという。(第15図参照)

十月九日 板櫃川を挟んで河西に広嗣が隼人を先鋒に一万騎ばかり、河東には勅使佐伯常人・安倍虫麿の率いる軍士六〇〇〇人が対峙する。官軍の隼人が対岸の隼人に帰順を勧める。佐伯常人らは広嗣に勅使であることを知らせる。広嗣は馬に乗り立ち去る。

その後、広嗣軍の中から隼人や兵士が官軍に帰順を始める。

広嗣は海外への逃亡を企てて、肥前国松浦郡知鷺島(値嘉島)から船出するが、耽羅島(済州島)付近から西風に押し返されて、十月二十三日に値賀島長野村で官軍兵士阿部黒麻呂に捕らえられ、十一月一日弟の綱手とともに斬首されて、この反乱は失敗のうちに終わった。

事件の処理は天平十三年(七四二)正月二十二日に行われ、広嗣を支えた者や、さしあたり捕らえた者の中から死罪二六人、没官五人、流罪四七人、徒罪三二人、杖罪一七七人となった。

乱と在地の 広嗣の乱の際には、当初広嗣方として登場するこの地豪族たち 方の郡司には前出のように次のような郡司や郡司候補者が見られる。

- 京都郡大領従七位上 栲田勢麻呂
- 仲津郡擬少領無位 膳東人
- 築城郡少領大初位 佐伯豊石
- 下毛郡擬少領無位 勇山伎美麻呂
- 上毛郡擬大領 紀字麻呂

このような郡司の選任は、基本的にはもともとその地方で勢力を扶植してきた在地の首長層でその郡内から選ばれるのが原則であったが、それは中央政府が一面ではこのような首長層の地域住民に対する支配を否定しながらも、他面ではそのような力を利用して首長層と地域住民ともども国家の支配体制下に組み込もうとするものであった。広嗣は反乱に際して府官という権力を使って、この首長層と住民の関係を逆に利用して郡司層を味方につけ兵員を徴発させたものといえる。しかし橘諸兄政

権側も広嗣が逆賊であることを宣伝し、先の郡司たちが官軍への帰順の際にはまた手下の兵をみな連れて帰順して、ここにも郡司と兵士の伝統的な関係（国造軍的な）が見え隠れする。

当時既に律令政治の矛盾が露呈し始め、また農民層の過重な負担は政治に対する不満を内包していたことも事実であり、単に上からの力関係だけで郡司や農民がこの乱に駆りだされたとするのはあたらず、広嗣に対する幅広い支持があったことも事実であろう。それは広嗣の死後に怨霊思想が広まったり、各地に広嗣を祀る神社（唐津市鏡神社（松浦社）、北九州市八幡東区荒生田神社など）があることにも見られるし、広嗣に関する伝承も伝わる。そして岸川周辺にも次のような伝承がある。

大宰少貳として九州に下向した広嗣は、あるとき国情視察のため大坂山に登り平野を眺めているうちに腹が空いたので、里人が麓でご飯を炊いて差し上げたところ感心して褒められ、以後この山を飯岳と称えよといわれた。東に下ったところで、ある家で飯湯を差し上げたところ、その味がたいへんよくてたちまち気が湧いてきたので、これは不思議なこととまたこれを所望された（これが大坂三杯湯祭りの起源である）。

広嗣は山上と山下の飯湯がすぐに用意できたことを褒めて、穀物を与え、永く郷・里の租役を減免したので、里人はその恩に感謝したという。

反乱に失敗して斬られたあと、その冬に広嗣の神霊が火のようになつて飯岳山上に飛来して里人に詫びて言うには「永く村人を護り、生業を盛んにしよう」と。人々は飯岳山上宮に広嗣の霊を祀った（京都郡神社明細帳・『京都郡誌』）。

九 豊前国分寺の建立と郷土

鎮護国家の 大化の改新後、七世紀の後半になって国は積極的な仏

教政策 教政策をとり、諸国へ使者の派遣・經典の送置・僧官

の任命などを行って護国経の誦唱をさせている。それは経義に基づいて国家の平安を祈願する鎮護国家の考えに基づくものであるが、このように国家の仏教奨励政策に呼応して七世紀の終わりには豊前地方にも有力な在地豪族による寺院の建立が始められたことは前出のとおりである。

さらに八世紀になって丈六の釈迦像を造立させたり（七三七）、七重塔の建立や写経を命じた（七四〇）ことなどは、国分寺建立に向けての一連の動きとしてとらえられているが、聖武天皇の天平十三年（七四一）になって改めて国分寺建立の詔勅が發布された。

国分寺建立の目的

国分寺は僧寺と尼寺の二寺制をとるが、この寺の建立も仏教の教義を広めるといふより、仏教を一つの呪術と考へて、国家の平安と安泰を図ろうとするものであることはこの詔の中の「国泰く人衆しび、災除り福至りき」によく表現されている。

しかし直接の契機となったのは、天然痘の流行・飢饉などによる災禍や藤原広嗣の乱などの世情・政情不安を除くことにあつたといわれているが、さらには華嚴教学の説いている蓮華藏世界をこの世に作りだすのが理想と考へたことにもよるとされている。したがって、各国の国分寺の釈迦の仏国土を包みこむ形で、都（奈良）には盧舍那仏（大仏）の造営も計画され、国分寺と同時に造営は進められた。